

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域公共交通支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域と市町村とが一体となって行う、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入、維持若しくは貨客混載の導入の支援又は地域住民の生活を支える鉄軌道及び路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者に限る。）の維持及び確保に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象事業、補助事業者、補助事業の実施主体、補助対象経費及び補助率については別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表の（3）3、（5）を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。

（補助事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

（補助事業の重要な変更、中止及び廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業の完了年月日の延期
- (5) 補助金額の増額
- (6) 補助金の交付決定額に対して20パーセントを超える補助金額の減額の変更。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の概算払の請求）

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第2号様式の2による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告及び繰越の申請等）

第10条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しがたいと認められ、補助事業を年度を越えて実

施する必要がある場合は、別記第3号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第8条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）別表第1に定める市町村等が補助事業の実施主体の場合

ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し

イ 完了検査調書の写し又は補助事業の完了を確認することができる書類

ウ 工事出来高設計書（ハード事業に限る。）

エ 完成写真（ハード事業に限り、必要最小限の枚数で施行前及び施行後を対比することができること。）又は取得した備品（車両等）の写真

オ 平面図（ハード事業に限り、建物の場合は、立面図も添えること。）

カ 試行又は実証運行の成果に係る報告書

キ 経費の支払い状況が分かる会計書類の写し又はこれに類する書類

ク 車検証の写し（車両を購入した場合に限る。）

ケ アからクまでに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料

（2）前号に掲げる場合以外の場合

ア （1）のアからクまでに掲げる書類

イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し

ウ 市町村等の補助金検査調書の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料

3 補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は第3項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 知事は、前条第3項の規定により年度終了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額（第8条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(4) 正当な理由がなく規則又は要綱の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。

(5) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が不適當であると認めたとき。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

3 前項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- 4 事業実施主体は、施設財産等について、別記第7号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 5 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第11条の補助金実績報告書に別記第8号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条、第11条第4項、第13条、第14条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項、第10条第2項及び第11条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 2 条、3 条関係）

補助対象 事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率
(1) 利用環境高度化促進事業	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか (※1)	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか	ア 多言語パンフレット作成等の利用案内環境の整備及びバス車両等の無料公衆無線 LAN 環境整備に要する経費 (※2)	2 分の 1 以内 (※3)
			イ IC カード「ですか」、バスロケーションシステムの導入及びバス待合所等への設置に必要な初期費用に要する経費	3 分の 2 以内
			ウ IC カード「ですか」の維持に必要なサーバ及び事務所端末の更新に要する経費	
(2) 施設改良整備事業	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という）	市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、県内に路線を有する公共交通事業者、NPO 法人、公益法人、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等 (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	運行（実証運行を含む。）に必要な車両の取得、改造又はラッピング（軌道を除く）、駅舎及びバス停等の整備及び改良、冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ） (貨客混載に係るもの) 上記に加え、保管施設、設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等）	2 分の 1 以内 (※3)

(3) 移動 手段確保・維持事業(※4)	市町村等	1 市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等 (貨客混載に係るもの) 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	ア 地域の移動手段の確保のための調査に要する経費 (地域の移動手段確保・貨客混載推進のための調査) イ 新たな取組の実証運行に要する経費 (自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送)、乗合タクシー及びボランティア運送・貨客混載等による運行費又は運行委託料) ウ 利用促進又は生産性の向上のための取組に要する経費 (地域公共交通計画等に基づく利用促進)	2分の1以内
	市町村等及び公共交通事業者	2 市町村、一部事務組合、地域の交通に関する協議会及び公共交通事業者	エ 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス実施計画等の策定等に要する経費	4分の1以内
	県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	3 県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	左記の事業に要する経費	定額

(4) バリアフリー対策事業	市町村、一部事務組合、広域連合及び公共交通事業者	市町村、一部事務組合、広域連合及び県内に路線を有する公共交通事業者	高齢者や障害のある方などにも利用しやすい環境とする整備等に要する経費 (バリアフリー化したバス待合所整備、バス電動補助ステップ整備等)	2分の1以内
(5) 運転手確保対策事業	国土交通大臣認定事業者	国土交通大臣認定事業者	自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等)運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額に要する経費(※5)	定額

※1 「公共交通事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者とする。

※2 (1) アの事業における多言語表記については、日本語表記版の作成等費用も補助対象経費に含まれるものとする。

※3 1事業に対する補助上限額は1,000万円とする。複数の申請者が協調して実施する事業であっても当該事業の補助上限額は1,000万円とする

車両更新を行う場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過した車両を対象とする。

※4 移動手段確保・維持事業には、地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等、貨客混載による運行費又は運行委託料、貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費も対象とする。

イ 新たな取組の実証運行にあっては、運行内容(運行地域、運行頻度、運行形態等)を同じくするものについて、運行期間を最長12月間(年度を越えた期間も可)1回のみとし、期間中の利用状況や利用者の満足度等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。なお、実証期間中に運賃を徴収する場合は、当該運賃収入を補助対象経費から除くこととする。

エ 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたっては補助率を4分の1以内とする。なお、国補助金の内示割がない場合は、県補助金の対象としない。

※5 県内在住者に対する講習会に限る。なお、県内在住者と県外在住者合同の講習会を妨げるものではない。

※補助対象外経費

- ア 用地取得又は補償に要する経費
- イ 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費
- ウ 食糧費に要する経費
- エ 公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税等）に要する経費
- オ 車両及び付随する備品に係る修繕費
- カ 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費
（ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。）
- キ 再資源化預託金等（リサイクル料）
- ク その他補助することが適当と認められない経費

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。